平成 24 年度　事務事業事後評価調書（平成　23　年度事業）

整理番号	5	ー	34

1　事務事業の表示

※ ■ ： 該当

事務事業名	子ども手当支給事業					
評価者	担当課名		保健福祉課	担当係名		社会福祉係
	管理職	職名	課長	作成者	職名	係長
		氏名	山 崎 佳 之		氏名	渡 部 憲 一
事業の概要	中学校修了前の子を養育している保護者に対して子ども手当を支給する。 平成23年10月から子ども手当特別措置法による支給対応となった。 特措法前　支給時期　年３回（６月、１０月、２月） 支 給 額　一人あたり月額１３，０００円 特措法後（支給額）　０～３歳未満　月額15,000円 ３歳～小学校修了前（第１・２子）月額10,000円 ３歳～小学校修了前（第３子以降）月額15,000円 中学生　月額10,000円			全体計画 /単年度繰返 （平成 22 年度～ 24 年度）		
				事業費	国・道支出金	126,386 千円
					地方債	千円
					その他	千円
					一般財源	17,066 千円
					事業費計	143,452 千円
実施方法	■ 直営		民間委託		その他（　　）	
第５期総合計画（前期）	■ 登載事業		非登載事業	優先度	B	
事業の位置付け	政策目標	2	ぬくもり・雄武～保健・医療・福祉の充実～			
	基本施策	8	子育ち・子育ての充実			
	単位施策	3	少子化問題への対応			
	事務事業の種類		自治事務	■	法定受託事務	
	その他計画・根拠等		子ども手当法			

事業費	実施年度	20年度（実績）	21年度（実績）	22年度(実績)	23年度(実績)	24年度(見込)
	国・道支出金	千円	千円	53,969 千円	62,379 千円	9,620 千円
	地方債	千円	千円	千円	千円	千円
	その他財源	千円	千円	千円	千円	千円
	雄武町負担額（一般財源）	千円	千円	6,605 千円	8,586 千円	1,440 千円
	合計	千円	千円	60,574 千円	70,965 千円	11,060 千円

2　事務事業の目的・内容（Plan・Do）

【誰、何が（対象）】	中学校修了前の子を養育している保護者	望ましい指標（目的達成状況を最も端的に表す理論上の成果指標）		
【抱える課題やニーズは】	少子化対策の必要性とともに子育てに関して経済的支援が求められている。	全受給者への支給		
		指標（指標計算式／解説）	目標値及び実績値	
【どのような状態になることを目指したのか（意図）】	保護者の経済的不安を解消するとともに、今後、出産などを迎える若い世代に対し、子育てに関する安心が得られた。	① 対象となる子の人数	目標年度	平成23年度
			目標値	467 名
			実績値	467 名
			達成度	100.0 %
【その結果、どのような成果を実現したいか】 ※成果＝目的	子どもを養育している方の生活の安定、子どもの健全な育成及び資質の向上が図られる。	②	目標年度	
			目標値	
			実績値	
			達成度	%

内　容（どのような手段で何を行ったか）	
①手当支給	６月、１０月、２月に受給者へ子ども手当を支給した。
②補助金請求、実績報告	北海道へ実績報告を行い、補助金を請求した。

3　事務事業の評価（Check）

（1）事務事業の必要性（町民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か、町が担う必要があるか。当該事務事業を実施しない場合の支障、既存事務事業との機能重複や見直しによる対応可能性）

必要 必要／概ね必要／課題あり	■ 義務的なもの ■ 全部 □ 一部	自治体の義務的事業であり、子どもを養育している方へ支給することで、生活の安定、児童等の健全な育成、資質の向上を図るため必要と判断される。

(2)事務事業の有効性（期待する効果が得られたか）

有効 有効／概ね有効／課題あり	設定した目標値の達成状況 ■ 達成 □ ほぼ達成 □ 下回る	子育てに関しての経済的支援を行い、少子化対策が図られた。

(3)事務事業の効率性（コストに見合った効果が得られたか、計画上のコストを下げる工夫をしたか）

効率的 効率的／概ね効率的／課題あり	判断の理由 □ 事業費抑制 □ 人員削減 □ 時間短縮・作業軽減 ■ その他	子ども手当法に基づいて町が支給事務を行っており効率的である。

(4)事務事業の公平性

公平 公平／概ね公平／公平でない	判断の理由 □ 受益者負担がある □ 受益者負担がない □ 受益が一部に偏る ■ その他	法による自治体の義務的事業であり、公平性は保たれている。

4　総合評価【A～D】

A：計画通り事業が進んでいる。目標が達成された。今後も計画通り事業を進めることが適当　等
B：ほぼ計画通りに進んでいるが目標に達成していない。事業の進め方に改善が必要　等
C：当初の計画を達成できていない。事業規模、内容、実施主体等の見直しが必要　等
D：事業効果が表れていない。事業の統合、休・廃止の検討が必要　等

自己評価（一次評価）	評価会議評価（二次評価）	町長評価（三次評価）
A		
従来の児童手当から支給対象、支給額を拡大して創設された手当であり、経済的支援を必要とする子育て世帯にとって有益である。		

今後の展開方向
（Action）

休止		
子ども手当特別措置法が平成２４年３月で終了することと併せ、政権の施策転換で４月からは児童手当への変更が決定している。		

＊展開方向の区分
○ 継続／現状維持又は拡充又は縮小又は統合又は内容の見直し・変更　○ 終了　○ 休止　○ 廃止

5　その他特記事項（アンケート調査など外部評価を受けた場合は、その旨記入）